

「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」に関する意見募集について

平成 28 年 11 月 18 日
内閣府地方創生推進事務局

「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」については、平成 28 年 12 月中に施行することを予定しております。

つきましては、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、当該告示の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けいたしかねます。

記

1. 意見募集対象

文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）

2. 意見募集期間

平成 28 年 11 月 18 日（金）から平成 28 年 12 月 17 日（土）まで（※必着）

3. 意見の提出方法

インターネット上の意見募集フォーム又は意見提出用紙（「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）」に関する意見）に氏名、連絡先及び本件への御意見を御記入の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください（様式参照）。

（1）インターネット上の意見募集フォームの場合：

<https://form.cao.go.jp/chiiki/opinion-0038.html>

（2）意見提出用紙を郵送する場合：

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 7 階

（3）意見提出用紙を F A X する場合：

F A X 番号 03-3591-1972（内閣府地方創生推進事務局）

いずれも、内閣府地方創生推進事務局 文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十

六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）意見募集担当宛

（留意事項）

○FAXでお送りいただく場合には、表題を「文部科学省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を定める件の一部を改正する件（案）について」としてください。

○郵送の場合は、上記表題を封筒表面に同じく朱書きしてください。

4. お寄せいただいた御意見・個人情報の取扱いについて

〈お寄せいただいた御意見について〉

お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、本件命令作成の参考とさせていただきますとともに、御意見を整理した上で、主要な御意見について当事務局としての考え方をホームページ上に掲載する予定です。なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

また、氏名、職業、所属団体につきましては、いただいた御意見の内容とともに公表させていただきます可能性がありますので御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。

なお、電話での御意見につきましては、受付の対象外とさせていただきます。

〈個人情報の取扱いについて〉

お寄せいただいた個人情報のうち、住所、電話番号及びメールアドレスにつきましては、御意見の内容確認及び問合せへの回答等の連絡目的に限って利用し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、適正な管理を行います。

5. 資料の入手方法

資料は、次の方法により入手可能です。

- （1） 電子政府の総合窓口
- （2） 内閣府ホームページのパブリックコメント欄
- （3） 内閣府地方創生推進事務局において配布
（東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎7階）

6. 問合せ先

内閣府地方創生推進事務局 担当 大本、高野瀬、二瓶 TEL：03-5510-2173